

定額給付金  
子育て応援  
特別手当

臨時号

# 広報しんじゅく

「新宿力」で創造する、  
やすらぎとにぎわいのまち

平成21年(2009年)

4・15

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111  
ホームページ☎ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>  
携帯電話版☎ [http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index\\_mobile.html](http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html)



携帯電話用  
二次元コード

発行 新宿区  
編集 定額給付金等対策室  
☎ (5273) 4503

## 定額給付金の申請書は お手元に届きましたか

- ◆定額給付金の申請書は概ね発送を完了しています。4月20日(月)までに届かない方は専用コールセンター☎(5949)1020へお問い合わせください。
- ◆申請期間は10月6日(火)までです。

## 定額給付金・子育て応援特別手当の ご相談・お問い合わせは

▶新宿区定額給付金等専用コールセンター

☎(5949)1020

受付時間 4月中は午前9時～午後10時  
(土・日・祝日を含む)  
※受付時間は変更する場合があります

▶定額給付金等総合相談コーナー(第1分庁舎8階)

受付時間: 午前8時30分～午後5時(月～金曜日)

●定額給付金等総合相談コーナーは混雑する場合がありますので、車いすやベビーカーをご利用の方は、事前に電話☎(5273)4208でご確認の上おいでください。

## 定額給付金 Q & A

Q1 定額給付金は郵送以外の方法でも申請できますか?

A1 原則として郵送申請をお願いしていますが、区が郵送した申請書と必要書類をお持ちいただければ定額給付金等総合相談コーナー(第1分庁舎8階)や特別出張所の窓口でも申請を受け付けます。ただし特別出張所では外国語対応はできませんので、外国人の方の申請のご相談は、総合相談コーナーまたは専用コールセンターをご利用ください。なお、窓口で申請した場合も、給付方法は口座振込みになります。また、窓口での申請書発行はできませんので、申請書が届かない方や紛失した方は専用コールセンターへお問い合わせください。

Q2 申請してから定額給付金が口座に入金されるまで、どれくらいかかりますか?

A2 返送していただいた大量の申請書を確実に正確に処理するため、ご指定の金融機関に振込み依頼をするまでに、一定の日数をいただきます。ご指定の口座に入金されるまでに、概ね3～4週間ほどかかる見込みです。振込み手続きの完了後には「振込み完了通知はがき」でお知らせします。

Q3 1人世帯だった姉が3月に亡くなりました。相続人は代理申請できますか?

A3 定額給付金は世帯主が申請し、区が給付決定することで初めて受給権が発生するものです。1人世帯の方が申請前に亡くなっている場合、給付対象になりません。2人以上の世帯の場合で、基準日(平成21年2月1日)以降に亡くなった方がいた場合は、新たに世帯主となった方に亡くなった方の分も含めた給付金を申請していただくことになります。

Q4 夫は日本国籍で妻は外国籍です。夫の申請書は届きましたが、妻の申請書は届いていません。妻の申請書はいつ送付されますか?

A4 日本国籍の方と外国籍の方へは別々に申請書を送付するため、ご夫婦であってもお手元に申請書が届く時期が異なる場合があります。4月20日(月)までに申請書が届かない場合は、専用コールセンターへお問い合わせください。

Q5 1人暮らしをしている実家の父親が入院しています。代わりに申請することはできますか?

A5 申請期間内(10月6日(火)まで)に退院する場合は、退院後、ご本人に申請していただきます。やむを得ず、別居のご家族の方が代理で申請する場合は、専用コールセンターへお問い合わせください。

## 子育て応援特別手当の申請書を本日発送します

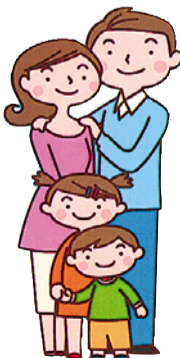
### 申請方法

子育て応援特別手当の対象となる子どもが属する世帯の世帯主の方が申請します。同一世帯の方や法定代理人の方は代理申請・受給ができません。一般的な子育て応援特別手当の申請手続きは次のとおりです。

- ①区から給付対象となる世帯の世帯主の方へ申請書を郵送します。  
(第1子と第2子以降が別の世帯にいる場合など、一部の世帯を除く)
- ②申請書に必要事項(指定振込先口座番号など)を記入し、添付書類とともに返信用封筒(切手不要)で返送してください。  
※添付書類: ◎通帳またはキャッシュカードのコピー  
◎本人確認書類  
・日本人の方は健康保険証などのコピー  
・外国人の方は世帯主の外国人登録証明書の表裏のコピーと、第1子および子育て応援特別手当の給付対象となる第2子以降の外国人登録証明書の表裏のコピー
- ③区が申請書の内容を確認し、金融機関を経由してご指定の口座に振り込みます。振込み完了後、申請者の方に振込み完了通知はがきをお送りします。

### ◆申請期間は10月6日(火)までです

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児期における子育て支援を目的として、幼児教育期にある第2子以降の子ども1人当たり3万6000円を給付する事業です。給付対象となる世帯へは、定額給付金とは別の封筒で申請書をお送りします。定額給付金と同様に、郵送申請による口座振込みが原則です。



### ◆子育て応援特別手当の対象となる子ども

生年月日が平成2年4月2日以降の子どもが2人以上いる世帯で、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの第2子以降の子どもが対象となります。